（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）	
第三十二条の九　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の規定により、船員に対して、第三十二条の十一に定める事項を知らせる場合について準用する。	（新設）
（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める期間）	
第三十二条の十　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める期間は、当該船員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。	（新設）
（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める事項）	
第三十二条の十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。	（新設）
一　対象措置	
二　対象措置に係る申出の申出先	
三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度	
（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める措置）	
第三十二条の十二　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める措置について準用する。	（新設）
（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める制度又は措置）	
第三十二条の十三　（略）	（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める制度又は措置）
一～八　（略）	**第三十二条の四**　（略）
九　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置	一～八　（略） （新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に、三歳に満たない子を養育する船員に対して、当該船員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間のうちに、改正後の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「新船員育介則」という。）第三十二条の十一で定める事項を知らせた場合、新船員育介則第三十二条の十二において準用する新船員育介則第二十九条の十五第一項で定める措置を講じた場合又は新船員育介則第二十九条の十六において準用する新船員育介則第二十九条の十三第一項の方法によって新船員育介則第二十九条の十七で定める就業に関する条件に係る当該船員の意向を確認した場合には、それぞれ、改正法第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新育介法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される新育介法第二十三条の三第五項の規定により新船員育介則第三十二条の十一で定める事項を知らせ、新育介法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される新育介法第二十三条の三第五項の規定により新船員育介則第三十二条の十二において準用する新船員育介則第二十九条の十五第一項で定める措置を講じ、又は新育介法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される新育介法第二十三条の三第六項において準用する新育介法第二十一条第二項の規定により新船員育介則第二十九条の十六において準用する新船員育介則第二十九条の十三第一項の方法によって新船員育介則第二十九条の十七で定める就業に関する条件に係る当該船員の意向を確認したものとみなす。